

兵庫県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月12日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 谷口 芳紀

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第2号

兵庫県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合長の職務代理者を定める規則（平成19年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

「山名宗悟」を「服部千秋」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。